

公開質問状

岐阜県警察本部本部長

警視監 竹内浩司様

岐阜県の治安維持のために日夜、活動していただき有難うございます。

さて7月24日の朝日新聞朝刊に岐阜県警大垣警察署が(株)シーテックと交わした会話のやり取りが(株)シーテック作成の議事録)、掲載されました。

今回の記事は(株)シーテックが認め、(株)シーテックが知りえない人たちの名前が出ている以上、大垣署が否定しても大垣署と(株)シーテックの会談の議事録であることは間違いありません。

この新聞記事を受けて、7月26日に上鍛冶屋自治会の役員会を開催し、自治会として公開質問状を出すことになりました。特に2013年8月7日の議事録が問題になりました。

「大々的な市民運動へと展開すると御社の事業が進まないことになりかねない。今後、情報をやり取りすることで平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いする。」という記事です。

質問

- ① (株)シーテックと大垣警察書が協議を開いた経緯と理由。
- ② 「大々的な市民運動へと展開すると御社の事業が進まないことになりかねない。」とあります。風力発電事業が認可されていない、まして許認可権がない大垣警察署が風力発電事業について進まないことに懸念した発言。この真意は。
- ③ 大垣警察署は(株)シーテックの発電事業が進まないことに懸念を示し、「情

報をやり取りすることで、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします」とあります。風力発電事業が進むことがなぜ大垣市の平穏につながるのか。その理由。

④ 公務員の給与は税金で支払われています。警察官の情報収集にかかる費用も税金です。その為に公務員の立場は常に中立で、守秘義務があります。しかし今回の大垣警察署は風力発電事業を進める(株)シーテックを応援しています。その理由。

⑤ 風力発電の勉強会、あるいは上鍛冶屋の定期総会の後に大垣警察署は(株)シーテックと話し合いをしている。これは上鍛冶屋自治会活動(会長個人名で主催する勉強会も自治会で承認された活動)への干渉である。なぜ干渉する必要があるのか。その理由。

以上5項目について誠意ある回答をお願いします。

2014年7月29日

岐阜県大垣市上石津町上鍛冶屋

上鍛冶屋自治会長

公開質問状

岐阜県知事 古田 肇様

県民の幸せのために日夜努力して頂き有難うございます。

7月24日の朝日新聞朝刊に岐阜県警大垣警察署が㈱シーテックと交わした会話のやり取りが（シーテック作成の議事録）、掲載されました。

今回の記事は㈱シーテックが認めていて、シーテックが知りえない人たちの名前が出ている以上、大垣署が否定しても大垣署とシーテックの対談の議事録であることは事実と確信しています。

この新聞記事を受けて、7月26日に上鍛冶屋自治会の役員会を開催し、自治会として公開質問状を出すことになりました。特に2013年8月7日の議事録が問題になりました。

「大々的な市民運動へと展開すると御社の事業が進まないことになりかねない。今後、情報をやり取りすることで平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いする。」という記事です。

質問

- ① シーテックと大垣警察書が協議を開いた経緯と理由。
- ② 「大々的な市民運動へと展開すると御社の事業が進まないことになりかねない。」とあります。風力発電事業が認可されていない、まして許認可権がない大垣警察署が風力発電事業について進まないことに懸念した発言。この真意は。
- ③ 大垣警察署は㈱シーテックの発電事業が進まないことに懸念を示し、「情

報をやり取りすることで、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いする」とあります。風力発電事業が進むことがなぜ大垣市の平穏につながるのか。その理由。

④ 公務員の給与は税金で支払われています。警察官の情報収集にかかる費用も税金です。その為に公務員の立場は常に中立で、守秘義務があります。しかし今回の大垣警察署は風力発電事業を進める(株)シーテックを応援しています。その理由。

⑤ 風力発電の勉強会、あるいは上鍛冶屋の定期総会の後に大垣警察署は(株)シーテックと話し合いをしている。これは上鍛冶屋自治会活動（会長個人名で主催する勉強会も自治会で承認された活動）への干渉である。なぜ干渉する必要があるのか。その理由。

以上5項目について誠意ある回答をお願いします。

2014年7月29日

岐阜県大垣市上石津町上鍛冶屋

上鍛冶屋自治会長